

検討課題

特別栽培農産物の生産基準と有機農産物JAS規格の生産基準との整合性の観点、環境に配慮した技術体系により栽培された農産物である旨の情報が消費者にわかりやすく提供できるようにする観点等を踏まえ、以下の事項の検討が課題となっている。

1. 有機農産物JAS規格で使用可能な農薬の取扱いについて

◎節減対象とする化学合成農薬の考え方の整理

有機農産物JAS規格でリスト化された農薬は、「コーデックスガイドラインにおける使用可能資材の要件」に従って評価され、農薬取締法に基づいて登録された農薬の種類を列記したものである。従って、これらの農薬は、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法である有機生産の原則に則ったものであると整理されている。

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインは、環境に配慮した技術体系により栽培された農産物である旨の情報を表示するためのものであるが、有機農産物JAS規格で使用可能な農薬も節減対象としているため、コーデックスガイドライン及び有機農産物JAS規格における農薬の評価との間での不整合が指摘されている。一方、上記の評価等を踏まえ、これらの農薬は、先進的営農支援の対象となる取組において、節減対象外とされたところである。

このため、これらの農薬について、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおいても節減対象外とすることについて検討することとしてはどうか。

「コーデックスガイドラインにおける使用可能資材の要件」のうち農薬について

有機食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（GL32）第5章から抜粋

- ①他の生物的、物理的又は植物育種的な代替方法あるいは効果的な管理の実施では対応できない有害生物や特定の病害の防除に必須であるもの
- ②当該資材の使用が環境、生体及び消費者、家畜に及ぼす悪影響の可能性が考慮されていること
- ③当該資材が植物、動物、微生物又は鉱物に由来するものであること
- ④トラップ中で使用される資材で化学的に合成されたフェロモンのように、当該資材が天然体で十分な量を手に入れない場合

2. 農薬及び肥料の使用状況の表示について

(1) セット表示欄

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは、節減割合を表示するとともに、その根拠となる農薬及び肥料の使用状況を明確に示すため、資材名、用途及び使用回数(使用量(窒素成分量))を表示することを義務づけている。

資材の使用状況に関して詳細な情報が示されることについて、商品選択の判断に資する点が評価されている一方で、化学合成農薬及び化学肥料双方5割減の範囲内で、使用資材の状況が異なる複数のほ場からの農産物を混合して出荷する場合等、正確な表示を行うことが非常に困難である等の意見がある。

さらに、これらの表示義務に伴う作業負担が一因となって、特別栽培農産物の表示がされた農産物の広がりが妨げられているとの懸念も関係者から寄せられている。

化学合成農薬及び化学肥料双方の節減が割合として示されていれば、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインで定めている環境に配慮した技術体系が実現されていることが明確である。また、特別栽培農産物の表示方法を簡易にし、事業者が取り組みやすい状況にすることで、特別栽培農産物の広がりを促進することは、これらの農産物を求める消費者にとってもより入手しやすい状況となることが期待される。

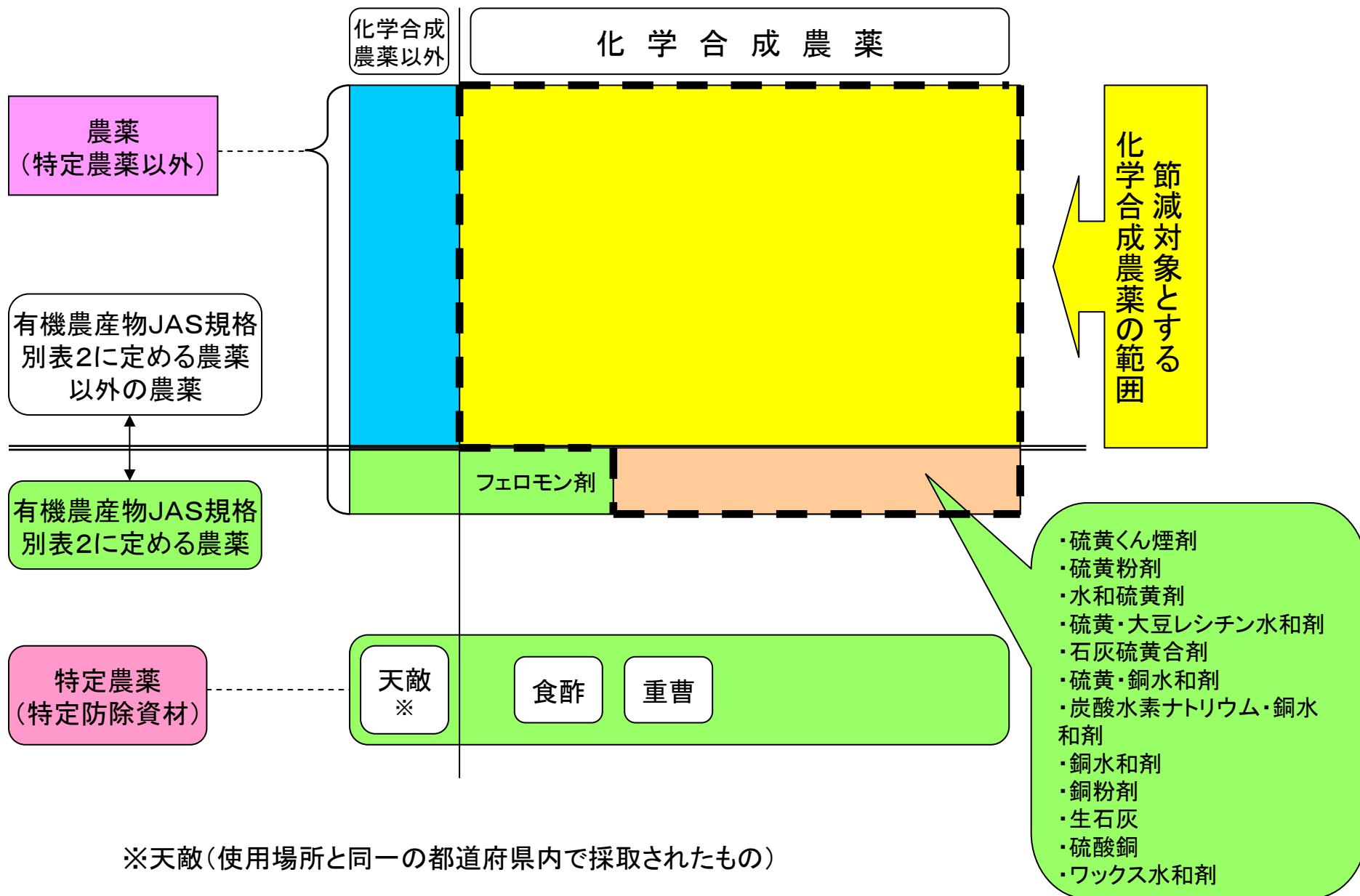
以上のことから、セット表示欄について、任意表示としてもよい事項がないかについて点検し、検討することとしてはどうか。

(2) 節減対象外の農薬を使用した場合の表示について(一括表示欄)

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは、節減対象外の農薬のみを使用した場合、消費者に使用資材に関しての情報提供をする観点から、現に使用した資材名を明記することとし、「農薬不使用」あるいは「化学合成農薬不使用」の表示と同時に、「性フェロモン剤使用」等の表示を義務づけている。

これら節減対象外の農薬については、一定の評価を受け、環境に配慮した技術体系の中で使用されたものであることから、義務表示でなく、むしろ事業者が生産管理上の努力を自主的にアピールする任意表示とすることについて、その可否も含め検討することとしてはどうか。

節減対象とする化学合成農薬の考え方



使用可能資材等の比較

	化学肥料 (窒素成分)	特定農薬	天敵等生物 農薬	フェロモン	天然系農薬	例外の化学 合成農薬 (注1)	化学合成農 薬	表示規制など
有機農産物JAS規格 (H12年1月制定、 H17年10月全部改正)	×	○	○	○	○	○	×	認証制度 「有機」表示をするためには認 定生産者となる必要がある。 資材の使用状況を個別に示す 必要はない。
特別栽培ガイドライン (H4年10月制定、 H15年5月改正)	5割	○	○	○	○	5割	5割	ガイドライン(自主規制) 「特別栽培」表示をするために は、化学合成農薬と化学肥料 の削減割合及びすべての農薬 と化学肥料の使用状況を明記 する必要がある。
先進的営農支援(農地・ 水・環境保全向上対策) (H19年度導入)	5割	○	○	○	○	○	5割	

(注1) 硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・大豆レシチン水和剤、硫黄・銅水和剤、水和硫黄剤、生石灰、石灰硫黄合剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、ワックス水和剤

(注2) 農作物に重大な損害が生じる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみでは効果的に防除することができない場合に限る

有機農産部物JAS規格(別表2 農薬)

農薬名	有効成分	種類	
デンプン水和剤	デンプン	天然殺虫剤	有機(天然)
脂肪酸グリセリド乳剤	脂肪酸グリセリド	天然殺虫剤	有機(天然)
除虫菊乳剤	ピレトリン	天然殺虫剤	有機(天然)
なたね油乳剤	なたね油	天然殺虫剤	有機(天然)
マシン油エアゾル	マシン油	天然殺虫剤	無機(天然)
マシン油乳剤	マシン油	天然殺虫剤	無機(天然)
大豆レシチン・マシン油乳剤	マシン油、大豆レシチン	天然殺虫剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	シイタケ菌糸体抽出物	天然物殺菌剤	有機(天然)
クロレラ抽出物液剤	クロレラ抽出物	植物成長調整剤	有機(天然)
混合生薬抽出物液剤	混合生薬抽出物	植物成長調整剤	有機(天然)
☆ 硫黄くん煙剤	硫黄	殺菌剤	無機
☆ 硫黄粉剤	硫黄		無機
☆ 水和硫黄剤	硫黄		無機
☆ 硫黄・大豆レシチン水和剤	硫黄、大豆レシチン		
☆ 石灰硫黄合剤	全硫化態硫黄		無機
☆ 硫黄・銅水和剤	硫黄、銅	殺菌剤	無機
☆ 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	炭酸水素ナトリウム、銅	殺菌剤	無機
☆ 銅水和剤	銅		無機
☆ 銅粉剤	銅		無機
☆ 硫酸銅	銅		無機
☆ 生石灰	酸化カルシウム	殺菌剤	無機
天敵等生物農薬		生物農薬	生物
□ 性フェロモン剤			有機(合成)
□ メタアルデヒド粒剤	メタアルデヒド	殺虫剤	有機(合成)
☆ ワックス水和剤		蒸発抑制剤	有機(合成)
☆ 二酸化炭素くん蒸剤	二酸化炭素	くん蒸剤	無機
ケイソウ土粉剤	ケイソウ土	天然殺虫剤	天然
○ 食酢		特定農薬	
○ 重曹		特定農薬	
● 展着剤(カゼイン又はパラフィン)			

☆□○● 化学合成により製造される可能性のあるもの

□ トラップ中で使用
 ○ 特定農薬 *
 ● 農薬でないもの

} 現行ガイドラインで節減対象外

* その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれのないことが明らかなもの

(単位：千円，％)

種 類			14 年		15 年		16 年	
			金 額	%	金 額	%	金 額	%
殺 虫 剤	無 機	マ シ ン 油 剤	1,823,572	0.5	1,728,280	0.4	1,798,939	0.5
		そ の 他	15,597	0.0	54,694	0.0	72,974	0.0
		計	1,839,169	0.5	1,782,974	0.4	1,871,913	0.5
	有 機 (天然)	除 虫 菊 剤	305,024	0.1	201,037	0.1	163,753	0.0
		デ リ ス 剤	11,477	0.0	9,560	0.0	6,674	0.0
		ニ コ チ ン 剤	137,185	0.0	142,444	0.0	0	0.0
		そ の 他	233,640	0.1	383,635	0.1	769,835	0.2
		計	687,326	0.2	736,676	0.2	940,262	0.2
	有 機 (合成)	り ん 剤	39,237,765	9.9	36,420,049	9.3	32,038,312	8.5
		塩 素 剤	9,122,141	2.3	8,470,181	2.2	8,395,783	2.2
		カーバメート剤	7,831,196	2.0	7,654,899	1.9	5,870,494	1.6
		そ の 他	96,986,955	24.6	92,422,512	23.5	92,940,830	24.6
		計	153,178,057	38.8	144,967,641	36.9	139,245,419	36.9
	生 物 農 薬		1,245,885	0.3	1,148,234	0.3	1,791,340	0.5
	合 計		156,950,437	39.8	148,635,525	37.8	143,848,934	38.1
殺 菌 剤	無 機	銅 剤	2,546,199	0.7	2,754,721	0.7	2,799,907	0.7
		硫 黄 剤	1,198,832	0.3	1,243,451	0.3	1,211,022	0.3
		そ の 他	103,777	0.0	196,090	0.1	181,379	0.0
		計	3,848,808	1.0	4,194,262	1.1	4,192,308	1.0
	有 機 (合成)	硫 黄 剤	10,045,142	2.6	9,341,537	2.4	7,888,547	2.1
		抗 生 物 質 剤	6,009,428	1.5	6,415,125	1.6	5,413,565	1.4
		り ん 剤	2,706,107	0.7	2,352,660	0.6	2,474,648	0.7
		そ の 他	83,777,691	21.2	87,066,920	22.1	83,032,100	22.0
		計	102,538,368	26.0	105,176,242	26.7	98,808,860	26.2
	生 物 農 薬		539,317	0.1	573,741	0.1	308,559	0.1
	合 計		106,926,493	27.1	109,944,245	27.9	103,309,727	27.3
除 草 剤	無 機	機 (合 成)	1,245,588	0.3	1,228,215	0.3	1,203,973	0.3
		機 (天 然)	116,208,173	29.4	119,677,223	30.4	116,233,114	30.8
		生 物 農 薬	0	0.0	23,850	0.0	2,781	0.0
	合 計		117,453,761	29.7	120,929,288	30.7	117,439,868	31.1
そ の 他	無 機	機 (天 然)	781,956	0.2	782,153	0.2	790,721	0.2
		機 (合 成)	62,904	0.0	39,458	0.0	27,719	0.0
		機 (天 然)	12,760,498	3.2	13,413,335	3.4	12,352,611	3.3
	合 計		13,730,119	3.4	14,316,716	3.6	13,229,903	3.5
計	無 機	機 (天 然)	7,715,521	2.0	7,987,604	2.0	8,058,915	2.0
		機 (合 成)	750,230	0.2	776,134	0.2	967,981	0.2
		機 (天 然)	384,685,096	97.4	383,234,441	97.4	366,640,004	97.2
	生 物 農 薬		1,785,202	0.4	1,745,825	0.4	2,102,680	0.6
総 計	合 計		395,060,810	100.0	393,825,774	100.0	377,828,432	100.0

(注) 1) 1の生産出荷表の殺虫殺菌剤についてその有効成分により殺虫剤、殺菌剤に分類し、殺そ剤、植物成長調整剤、補助剤、その他についても、有効成分によりその他(無機、有機(天然)、有機(合成))に分類した。次ページ以下の5,6,7においても、それぞれ製剤形態別、毒性別、魚毒性別により同様に分類して集計した。

2) %は構成比を示す。

農薬・肥料の使用状況に対応する表示方法

農 薬

使用する資材				必ず表示すべき事項
化学合成農薬		化学合成農薬以外		
削減対象の化学合成農薬	性フェロモン等誘引剤	化学合成農薬以外の農薬	天敵及び特定防除資材	
慣行の5割以下	不使用	※	※	化学合成農薬：当地比○割減（使用回数）
慣行の5割以下	使用	※	※	化学合成農薬：当地比○割減（使用回数） （○○（性フェロモン等誘引剤名）使用）
不使用	使用	※	※	化学合成農薬：栽培期間中不使用 （○○（性フェロモン等誘引剤名）使用）
不使用	不使用	使用	※	化学合成農薬：栽培期間中不使用
不使用	不使用	不使用	使用	農薬：栽培期間中不使用 （○○（天敵及び特定防除資材名）使用）
不使用	不使用	不使用	不使用	農薬：栽培期間中不使用

※欄については、使用・不使用は問わない

肥 料

使用する資材			必ず表示すべき事項
化学肥料 （窒素成分含有）	化学肥料☆ （窒素成分なし）	化学合成以外の 肥料	
慣行の5割以下	※	※	化学肥料：当地比○割減（窒素成分）
不使用	使用	※	化学肥料：当地比10割減（窒素成分） （☆（化学肥料名）使用）
不使用	不使用	使用	化学肥料：栽培期間中不使用

※欄については、使用・不使用は問わない

特別栽培農産物の表示例 ①

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

化学合成農薬：当地比5割減（使用回数）
（◆◆（性フェロモン剤等の成分名）使用）

化学肥料：当地比5割減（窒素成分）

栽培責任者 ○○○○

住所 ○○県○○町△△

連絡先 TEL 0000-00-0000

確認責任者 △△△△

住所 ○○県○○町□□

連絡先 TEL 0000-00-0000

一括表示欄

節減対象外の化学合成資材を使用した場合、当該資材の名称を表示

- ・性フェロモン剤
- ・硫黄くん煙剤（*） 等

* 有機農産物JAS規格で認められている化学合成農薬について、削減対象外とした場合、その使用についてはここに表示することになる。

セット表示欄

使用資材名は商品名でなく、主成分を示す一般的名称を表示

資材使用状況の異なる農産物が混合されている場合、最大値を記載

化学肥料については、「元肥」「追肥」を区別して表示

消費者が店舗で確認できる場合には、インターネット（HPアドレスを表示）やポップでの表示が可能

化学合成資材の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
○○○○	殺菌	1回
△△△△	殺虫	2回
□□□□	除草	1回
▽▽▽	元肥	窒素4kg/10a
◇◇◇	追肥	窒素1kg/10a

特別栽培農産物の表示例 ②

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

農薬 : 栽培期間中不使用
(食酢使用) (注1)

化学肥料 : 当地比10割減(窒素成分)
(硫酸カリ使用) (注2)

栽培責任者 ○○○○
住所 ○○県○○町△△
連絡先 TEL 0000-00-0000

確認責任者 △△△△
住所 ○○県○○町□□
連絡先 TEL 0000-00-0000

一括表示欄

注1 「農薬:栽培期間中不使用」表示の場合で、天敵及び特定農薬を使用した場合、一般名を表示

- ・チリカブリダニ
- ・重曹 等

注2 化学肥料(窒素成分)を使用しないが、窒素成分以外の化学肥料を使用した場合、「当地比10割減(窒素成分)」とした上で、当該肥料の一般名を表示

- ・リン酸苦土肥料
- ・硫酸マンガン肥料 等

※削減対象となっている化学合成農薬と化学肥料(窒素成分)のいずれも不使用の場合、セット表示は不要